

トピックス

1 市の財政状況をお知らせします

問合せ 財政課 (TEL 23-7616)

令和6年度一般会計の決算額は、歳入が294億1,224万円、歳出が275億6,477万円となりました。

令和5年度と比較して、歳入は16億358万円の増額、歳出が20億8,100万円の増額となりました。

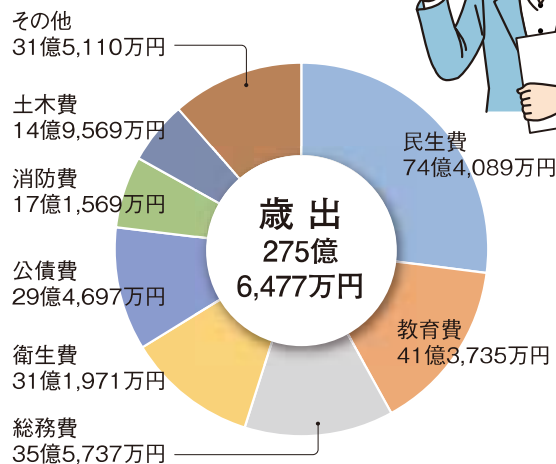
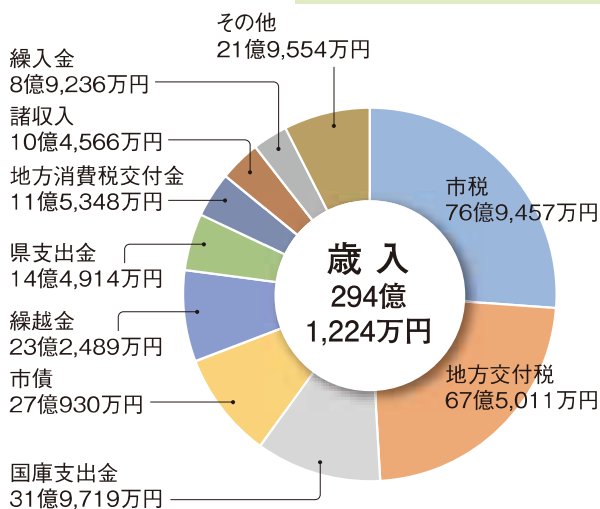
歳入	国庫支出金が3億9,390万円の増額となりました。定額減税など各種給付金給付事業を実施するために物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したことや、児童手当制度の改正に伴い児童手当負担金が増加したことが主な理由です。
歳出	総務費が、定額減税・定額減税補足給付金給付事業や、人事院勧告や定年延長制度などに伴う人件費の増加により、6億9,331万円の増額となりました。教育費も、令和6年度から稼働した学校給食センターの運営経費や、地域文化広場(新城文化会館)の改修事業などにより、1億7,464万円の増額となりました。

歳入額から歳出額を差し引いて残るお金は18億4,747万円で、令和7年度に繰り越した事業や、令和7年度途中で追加して行う事業に充てられています。

令和6年度一般会計の決算

令和6年度に納められた税金などが、どのように使われたのか報告します。

一般会計 予算額 307億 2,584万円



歳入の用語説明

市 税	市民税、固定資産税など
地 方 交 付 税	全国の市町村の財政の均衡を図る目的で国から交付されたお金
国 庫 支 出 金	特定の事業を行うため国から交付されたお金
市 債	道路や建物など、長く使う公共施設を建設するために借入るお金
繰 越 金	前年度の(歳入決算額)-(歳出決算額)で残るお金
県 支 出 金	特定の事業を行うため県から交付されたお金
地方消費税交付金	地方消費税のうち人口割合などに応じて交付されたお金
諸 収 入	他の項目に分類されないお金(貸付金の元利収入など)
繰 入 金	積立している基金などから取り崩すお金
そ の 他	使用料、手数料、国県からの交付金(地方譲与税など)

歳出の用語説明

民 生 費	こども園の運営、子ども医療費助成や障害者福祉・高齢者福祉の増進などのために使われた経費
教 育 費	小・中学校の維持管理や市民の学習・文化活動などのために使われた経費
総 務 費	庁舎管理、選挙、戸籍管理など市の全般的な事務に使われた経費
衛 生 費	健康増進・疾病予防やごみ・し尿処理施設の維持管理などに使われた経費
公 債 費	借入金を返済するために使われた経費
消 防 費	消防活動や災害対策などに使われた経費
土 木 費	道路や橋の整備、公園の維持管理などに使われた経費
そ の 他	議会費、農林水産業費、商工費、災害復旧費など、その他の経費

一般会計・特別会計・企業会計の令和6年度決算額

会計名称	収入済額	支出済額
一般会計	294億1,224万円	275億6,477万円
特別会計合計	63億6,261万円	62億3,958万円
国民健康保険特別会計	43億6,118万円	43億4,812万円
後期高齢者医療特別会計	17億5,278万円	17億2,566万円
国民健康保険診療所特別会計	8,235万円	7,935万円
宅地造成事業特別会計	571万円	570万円
財産区会計(15財産区)	1億6,059万円	8,075万円
企業会計合計	76億4,235万円	88億8,732万円
病院事業会計	38億9,092万円	44億6,823万円
水道事業会計	21億5,256万円	25億7,570万円
工業用水道事業会計	1,310万円	1,235万円
下水道事業会計	15億8,577万円	18億3,104万円
総合計	434億1,720万円	426億9,167万円



一般会計でみた 一人あたりのお金

納めた市税
183,187円

国や県から交付
されたお金など
473,054円

使われたお金
656,241円

令和7年4月1日現在の人口
42,004人で算出

市債の状況

一般会計分	285億3,502万円
特別会計分	2,290万円
企業会計分	108億3,938万円
合計	393億9,730万円

※うち地方交付税として算入される
見込み額 250億4,484万円

財産の状況

土地	5,133,923㎡
建物	277,378㎡
基金	56億8,350万円

令和7年度版ガイセイの話

ホームページID 581693252

令和2年度から令和6年度決算までの公債費比率や市債残高、基金残高等の財政指標などの推移など、市の財政状況を詳しく解説しています。

財政課や各総合支所地域課で冊子を配布しています。また、市ホームページでも見るすることができます。



2 令和6年度人事行政の運営などの状況〔概要版〕を公表します

ホームページID 372935549

問合せ 秘書人事課 (TEL23-7619)

職員の任免および職員数に関する状況

職員の採用・退職の状況

	事務職	保育職	消防職	医療職	技能労務職	合計
退職	22	7	3	10	1	43
採用	24	13	2	15	2	56

※対象期間:(退職)令和6年4月1日~令和7年3月31日、(採用)令和6年4月2日~令和7年4月1日

職員数の推移

R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
906	903	899	901	907	918

※職員数に任期付短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員および会計年度任用職員は含みません。

職員の給与の状況

人件費の状況 (令和6年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
42,375人	274億6,561万円	13億9,537万円	58億1,906万円	21.2%

職員の初任給などの状況 (令和7年4月1日現在)

一般行政職	初任給	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	一般行政職平均
大学卒	220,000円	277,567円	304,120円	362,900円	316,100円
高校卒	188,000円	298,150円	267,000円	該当者なし※	

※採用のタイミングにより基準日には不在

一般行政職の級別職員数の状況 (令和7年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
職務内容	主事・技師		主任	係長・主査	副課長	副部長・課長	部長	—
職員数(人)	60	82	52	46	42	56	10	348
構成比(%)	17.2	23.6	14.9	13.2	12.1	16.1	2.9	100.0

職員の手当の状況 (令和6年度普通会計決算)

	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	期末・勤勉手当	特殊勤務手当	退職手当
1人当たり平均支給年額	581,698円	267,467円	163,371円	100,605円	284,988円	1,416,287円	3,399円	8,624,482円

※ほかに単身赴任手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当など。

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

標準的な勤務時間 (病院、消防などの交替・変則勤務体制の職場を除く)

1日の勤務時間:7時間45分、勤務時間:8:30~12:00、13:00~17:15

週休日:土・日曜日(ほかに国民の休日、年末年始も休日)

年次有給休暇の取得の状況 (一般職員)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
14,605.0日	5,027.0日	388人	13.0日	34.4%

3

市役所は12月27日から1月4日まで休みです
年末年始の業務日程をお知らせします

問合せ 行政課(TEL23-7611)

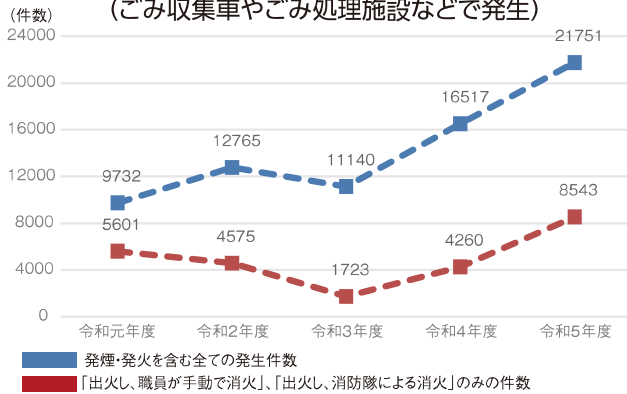
市役所および関連施設について、年末年始は下表のとおり運営します。

○は通常どおり、△は時間短縮、■は休みです。

施設名		12月					1月					備 考
		27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
市役所支所	市役所(本庁舎、東庁舎)										○	12/27は土曜証明窓口休み
	鳳来総合支所										○	
	作手総合支所										○	
文化スポーツ・研修施設・公園など	設楽原歴史資料館	○	○							○	○	
	鳳来寺山自然科学博物館	○	○							○	○	
	長篠城址史跡保存館	○	○							○	○	
	作手歴史民俗資料館	○	○							○	○	
	新城文化会館	○	△							△		12/28、1/4は17:00まで
	新城図書館	○								△	○	1/4は17:00まで
	西部公民館	○	△							△		12/28、1/4は17:00まで
	作手B&G海洋センター	○	△							△		12/28、1/4は17:00まで
	勤労青少年ホーム	○	△							△	○	12/28、1/4は17:00まで
	新城まちなみ情報センター	○	△							△	○	12/28、1/4は17:00まで
医療児童館など	市民病院										○	
	新城保健センター										○	
	作手診療所										○	
	しんしろ助産所										○	
	子育て支援センター										○	
	鳥原児童館	○	○								○	
	児童館たんぽぽ	○									○	
クリーンセンター	可燃ごみ収集			○	○						○	必ず8:30までに集積場へ出してください。
	可燃ごみ自己搬入	○									○	12/27は9:00~12:00まで
	資源自己搬入	○									○	12/27は9:00~12:00まで
	粗大ごみ自己搬入		○									
斎苑	しんしろ斎苑	○	○		○	○		○	○		○	
公共交通機関	Sバス(作手線以外)	○									○	
	Sバス(作手線)	土休日ダイヤで運行									○	
	田口新城線・新豊線	土休日ダイヤで運行									○	
	山の湊号(高速乗合バス)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	山吉田ふれあい交通	○	△							△	○	△は、8:00~17:00

※ジェイアールバス、WILLER EXPRESSは、各社ホームページでご確認ください。

リチウムイオン電池が原因と疑われる火災件数
(ごみ収集車やごみ処理施設などで発生)



データ出典:一般廃棄物実態調査より環境省作成

ごみ処理時の火災事故が増加
私たちが使っている電化製品の多くは「リチウムイオン電池」が使用されています。リチウムイオン電池は、小型で軽量、エネルギー効率が高く、経済性に優れていることから、生活に欠かせないものとなっています。しかし、リチウムイオン電池を原因とした、ごみ収集車や廃棄物処理施設の火災の発生件数も増加しています。

4

リチウムイオン電池を
正しく処分して
火災を防ごう



問合せ
生活環境課

(TEL 23-7629)

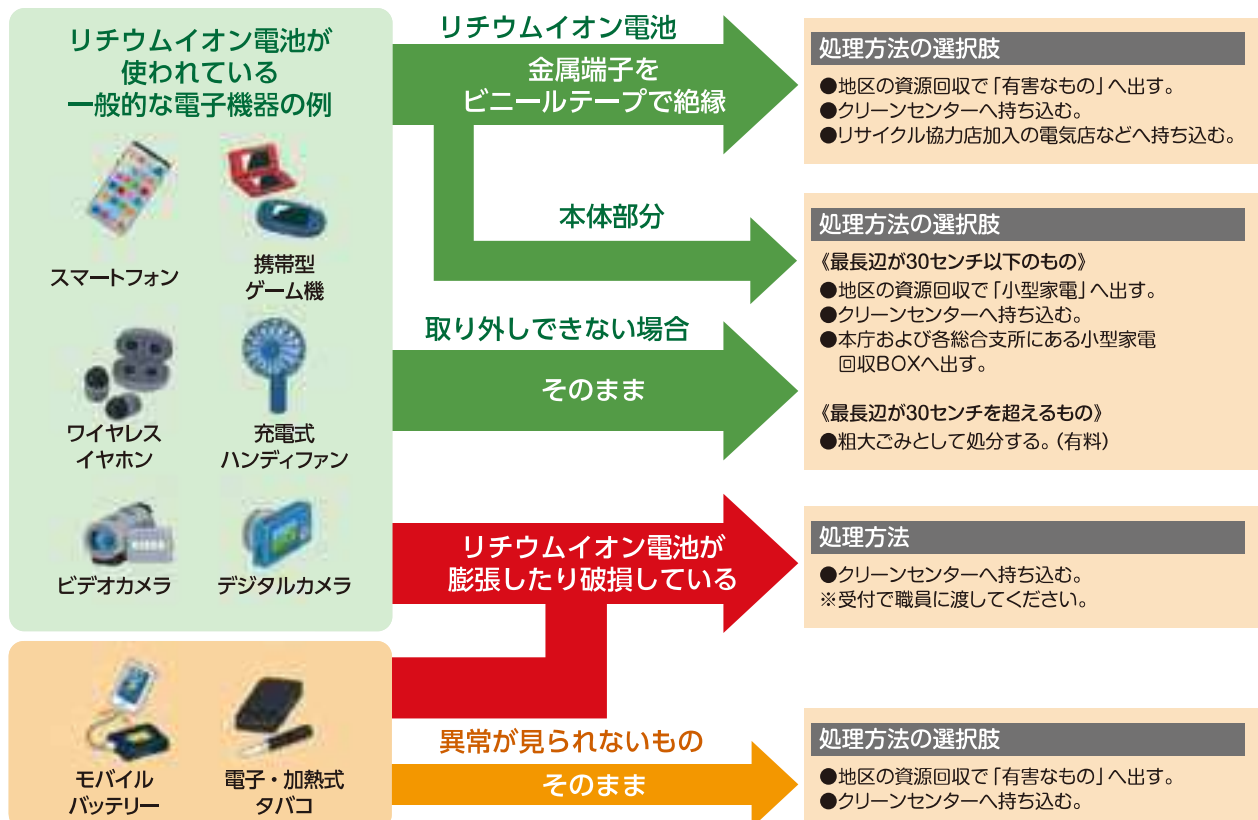
ホームページID
128548576



▲リチウムイオン電池使用製品の発火の様子(画像提供:NITE)

私たちの生活にも影響があるかも
火災事故が発生した場合、ごみ収集車や廃棄物処理施設そのものへの被害に加え、作業員に対しても危害が及ぶ危険性があります。また、廃棄物処理施設が火災事故などにより稼働できなくなると、ごみの収集もできなくなる可能性があります。不要になったリチウムイオン電池や電池使用製品は、正しく処分してください。

新城市のリチウムイオン電池の処分方法



5 償却資産の申告を してください

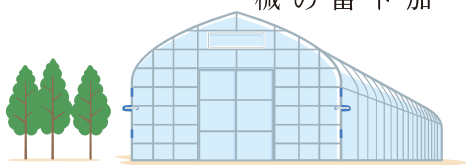
法人や個人で事業を営んでいる場合、その事業のために所有している構築物や機械、器具および備品などの事業用資産には償却資産として固定資産税が課税されます。償却資産を所有する納税義務者の方（昨年度までに申告されている方）へ申告書を12月中旬頃発送予定です。新規に償却資産を取得された方で、申告書が必要な場合はご連絡ください。

農業をされている方へ

農業で使う資産のうち、償却資産に該当する資産は、毎年市に申告する必要があります。土地や家屋と同じく固定資産税がかかります。

申告が必要なもの

ビニールハウス、加温機、循環扇、ヒートポンプ、乾燥機、家畜用設備、サイロ、その他農業用設備・機械など



問合せ 税務課

(Tel 23-7615)

ホームページID 945722936

申告が不要なもの

- 軽トラックやトラクター、コンバイン、田植機など小型特殊自動車に該当する車両
- 家屋として評価される倉庫、畜舎、ガラス温室
- 生物（牛、果樹）など



太陽光発電設備を所有する方へ

次に該当する場合は償却資産の申告が必要です。

- 事業用の太陽光発電設備を所有する法人および個人事業主の方

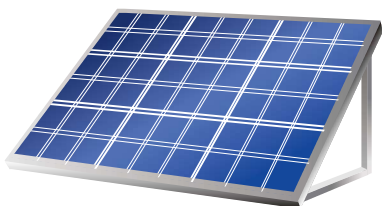
太陽光発電設備の課税標準の特例

太陽光発電設備の中でも一定の要件を満たす設備には、次のとおり課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。なお、特例の適用には、課税標準特例適用申告書の提出が必要です。

対象設備▶令和6年4月1日から令和8年3月31日の間に取得し、固定価格買取制度の認定を受けていない発電設備で、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した、自家消費型発電設備。

提出書類▶一般社団法人環境共創イニシアチブが発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し

軽減内容▶新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、各年度の課税標準額が3分の2（1000キロワット以上の場合には4分の3）に軽減されます。



6 水道メーターを 確認しましょう

問合せ

経営課 (Tel 23-7645)
整備課 (Tel 23-7644)

ホームページID 507449311

宅内給水管の破損や老朽化などで漏水することがあります。

漏水の確認方法

- ① 全ての蛇口を完全に閉める。
- ② 水道メーター（量水器）の蓋を開ける。
- ③ 銀色のパイロットが回転しているか確認する。

パイロットが回転している場合は漏水しています。



漏水が確認された場合

市ホームページに掲載している市指定給水装置工事店へ連絡し、修理してください。修理費用や漏水量を含んだ水道料金は、お客様の負担になります。水道メーターを定期的に確認し、漏水の早期発見に努めてください。

その他

宅内漏水はしていないが、以前に比べて水圧が弱くなった場合は、本管漏水の可能性もあるので上下水道部整備課へご連絡ください。